

計量制度見直しに関する政省令改正の概要と 弊社の取組みについて

大和製衡 株式会社
2022年 8月22日
(改定：2024年 12月5日)

第 1 章

政省令改正内容の概要

目 次

1. 自動はかりが特定計量器へ
2. 非自動はかり、自動はかりの定義
3. 自動はかりの検定対象 4 器種
4. 検定等の流れ（非自動はかり、自動はかり）
5. 検定の有効期間
6. スケジュール
7. 検定対象器物の考え方
8. 指定検定機関 概要

※ 本資料の内容は、今後変更となる場合があります。

1. 自動はかりが特定計量器へ

計量制度見直しの経緯

2016年 (平成28年)	2月～3月	「計量制度に関する課題検討会」(3回開催) (事業者等からの要望及び論点整理)	
	5月～8月	計量行政審議会(総会(2回)、基本部会(3回)開催) 見直しの方向性を答申(案)としてとりまとめ(消費者等有識者を含めて審議)	
	9月～10月	審議会答申(案)パブリックコメント	自動はかりの使用者に該当する 関係省庁への説明・業界団体への 説明会等を実施
	11月1日	計量行政審議会答申とりまとめ	
2017年 (平成29年)	4月～5月	政令改正案パブリックコメント	
	6月21日	政令公布	
	7～8月	省令改正案パブリックコメント①	
	9月22日	省令公布①	
2018年 (平成30年)	2月～3月	省令改正案パブリックコメント②	
	3月30日	省令公布②	
	5月～6月	省令改正案パブリックコメント③	
	9月6日	省令公布③	
2019年 (平成31年・ 令和元年)	2月～3月	政令・省令改正案パブリックコメント④	
	3月25日	政令公布②	
	3月29日	省令公布④ ／今後も政省令改正を段階的に行う	

○「計量行政審議会 答申(今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて)」(平成28年11月1日とりまとめ)

http://www.meti.go.jp/committee/keiryo_gyosei/pdf/report001_01.pdf

計量行政審議会 答申〈概要〉 計量制度見直しの論点 -3つの視点-

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能。

今般、計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度見直しの21の論点を、以下の3つの視点から整理し、見直しの方向性を検討。

視点1：民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

・論点1

計量器開発の効率化
(型式承認における試験成績書受入れ)

・論点2

国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進

論点例

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

・論点8

特定計量器として規制することを検討すべき計量器

視点3：規制範囲・規定事項等の 再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

・論点16

検定証印・定期検査済証印等の
年号表記及び表示方法の統一

・論点19

特殊容器使用可能商品の追加

平成29年10月 計量制度に関する政省令の改正により、自動はかりが特定計量器に追加され、検定の対象となりました。

計量行政審議会答申（今後の計量行政の在り方－次なる10年にむけて）

（平成28年11月1日とりまとめ）

<計量制度見直し論点 – 3つの視点 – >

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

論点8：特定計量器として規制することを検討すべき計量器

・自動はかりの現状および今後の展望

- ①自動計量に関する精度向上、システム化・高速計量、自動計量に対するユーザーニーズへの対応により、これまでは工場等における計量管理を中心に用いられてきたが、今後、取引・証明においてますます使用されることが予想される。
- ②欧州を始めとする主要国・地域では、既に規制の対象となっている。



自動はかりも特定計量器に追加

特定計量器

計量器^注のうち、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器（例：体温計、血压計など）について、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定める計量器を「**特定計量器**」という。

特定計量器は、原則として「**検定**」に合格しないと取引・証明に使うことはできない。

注：「計量器」とは、「長さ」、「質量」、「時間」等「計量」の対象となる量（「物象の状態の量」）を計るための器具、機械又は装置

質量計（非自動はかり、**自動はかり**、分銅等）、
タクシーメーター、
温度計（ガラス製温度計、抵抗体温計等）、
体積計（水道メーター、燃料油メーター等）、
積算熱量計、電力量計、照度計、騒音計、
振動レベル計など18品目

使用規制

ユーザーは、取引・証明に特定計量器を用いるときは、原則として検定に合格したことを示す検定証印が付されたものを用いなければならない。

罰則

違反した場合は、罰則として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる。



自動はかりを**製造**する事業者、
自動はかりを**修理**する事業者は**届出**が必要

■ 非自動はかり

計量結果を得るために計量過程で操作者の介入を必要とするはかり。

非自動はかりには、次のものがある。

- － 目盛付きはかり又は目盛なしはかり
- － 自動指示はかり，手動指示併用はかり又は手動指示はかり

注記 物体の質量をその物体に作用する重力を利用して計る計量器であって，計量値を得るまでの過程において，静止状態における計量を行うはかり。

また，計量結果を得るということには，表示が安定している場合，操作者による表示値の読取り，印刷出力など，計量結果に影響を及ぼす行動を取ることも含む。

■ 自動はかり

物体に作用する重力を利用して質量を計量する計量器(はかり)であって、

- ・計量器の表示が質量であり、
- ・計量結果を得るのに、人間の関与(*)を必要としないもの。

(*)ゼロ点や計量結果の確認など、計量結果への積極的な関与を指す。

計量値を意識しない単なる載せ降ろしは含まれない。

経済産業省のHP
「自動はかり」の該当例について記載あり。

3. 自動はかりの検定対象 4 器種

ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかりの4器種が検定の対象器種に追加されました。

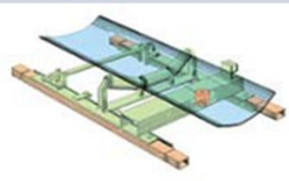
①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を検定の対象とする。

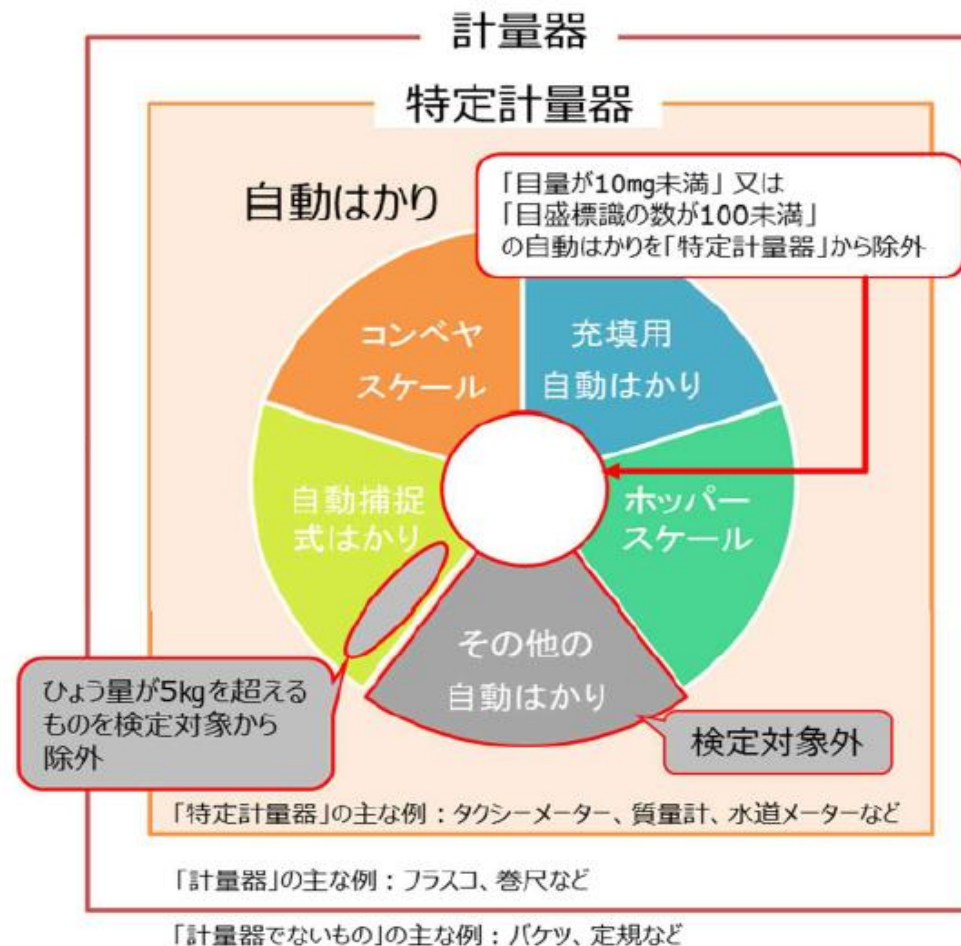
※検定の対象となるのは取引又は証明に用いられているものに限る。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等（小容量）	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている （①自動重量選別機、②質量ラベル貼付機、③計量値付け機）
具体例				
検則JIS	B7603:2019	B7604:2019	B7606:2019	B7607:2021

3. 自動はかりの検定対象 4 器種

下記の「自動捕捉式はかり」は、検定対象外となります。

- ・取引又は証明に使用しない。
- ・ひょう量が5 kgを超える。
- ・目量が10mg未満又は目盛標識の数が100未満（の自動はかり）



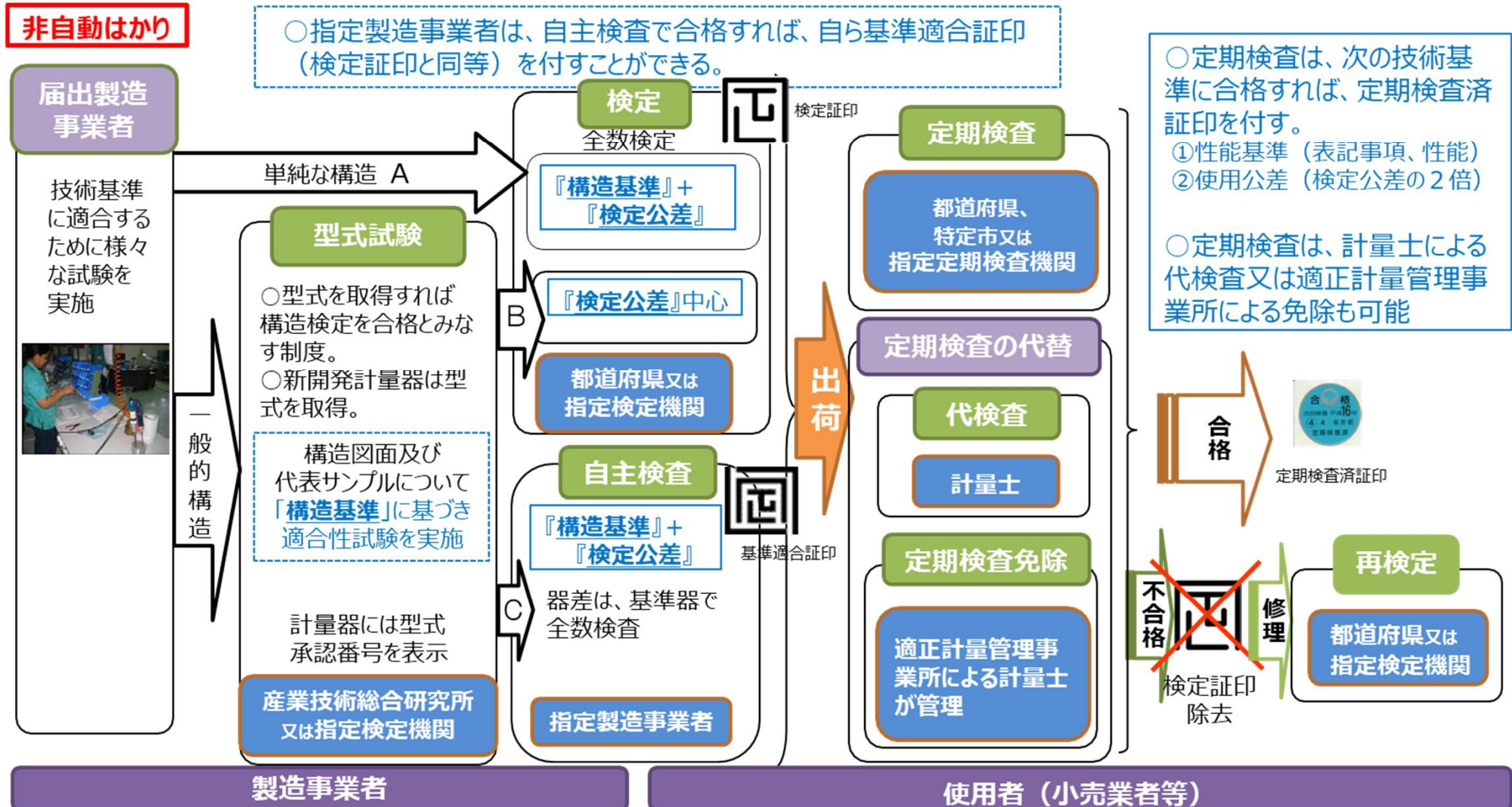
ひょう量が5kgを超える「自動捕捉式はかり」は、検定対象外となりますが、特定計量器に該当するため取引又は証明に使用することは可能です。ただし、正確計量の努力義務（法第10条）を遵守し、計量結果の正確性をユーザー自らが管理し、実証していく責任が有ります。

【21.8.1改正】

4. 検定等の流れ（非自動はかり）

特定計量器は、次の検定・検査の技術基準に合格し、証印が付されたものでなければ、原則、取引・証明に使用できない。

①**構造基準** 表記事項（製造年など）、材質、性能（耐久性、耐環境、電磁環境など） ②**器差が検定公差（許容誤差）以内であること**



4. 検定等の流れ（自動はかり）

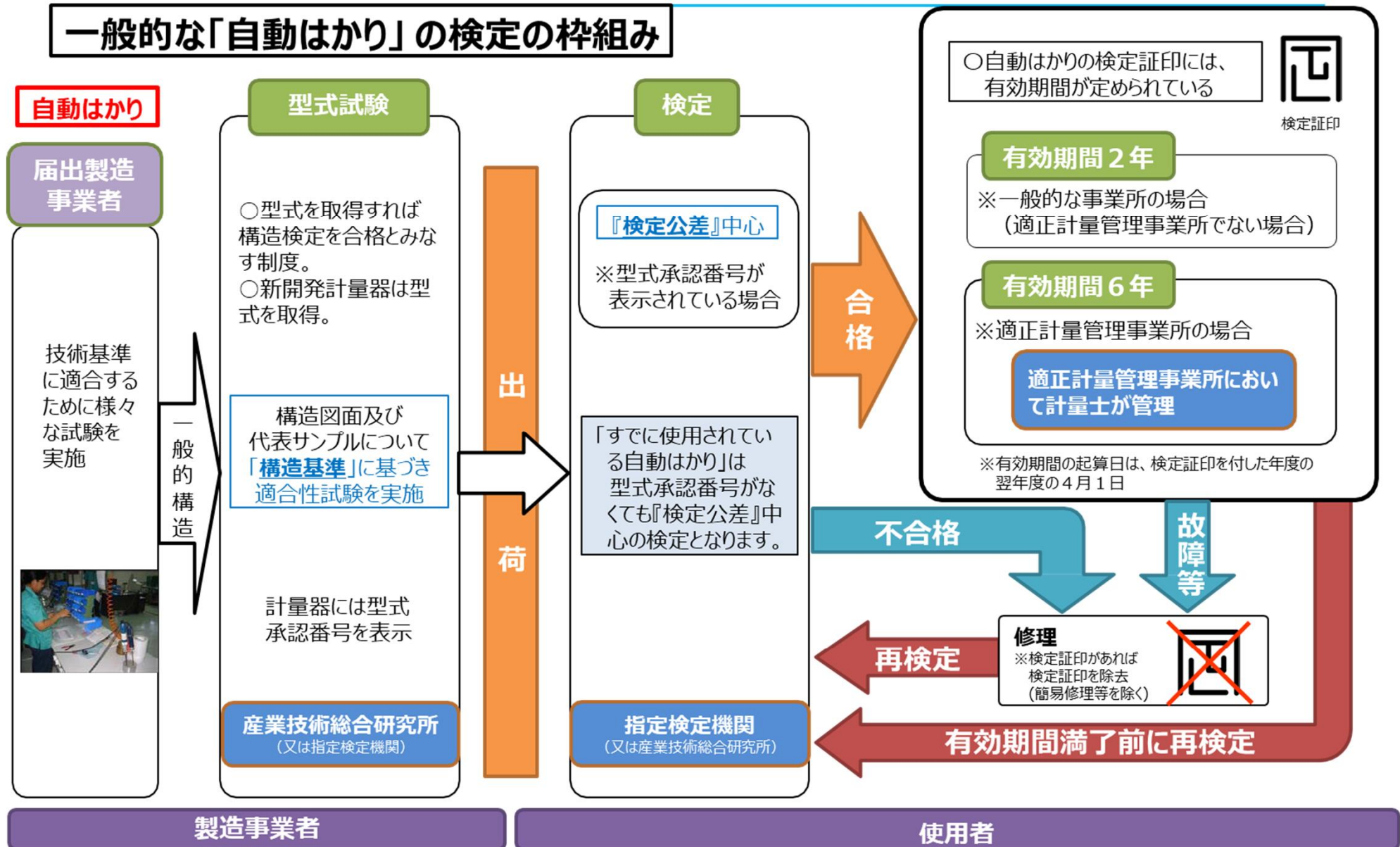
※「非自動はかり」と「自動はかり」の検定等の枠組みの違い

自動はかりの場合…

- ① 検定実施主体に都道府県は含まれない
- ② 指定製造事業者制度なし
※取引又は証明に使用するものには、すべて検定証印が付されることが必要。
- ③ 定期検査ではなく、出荷後も『検定』を定期的を実施
※計量士による代検査制度もなし。
- ④ 検定証印に有効期間あり
※再検定時に新たな検定証印が付される。



4. 検定等の流れ（自動はかり）



検定の有効期間について

自動はかりの検定の有効期間は2年です。ただし、自動はかりの使用者が適正計量管理事業所であれば、自主的管理を行うことを前提に、有効期間は6年となります。
(非自動はかりの運用(2年毎の定期検査)とは運用が異なります。)

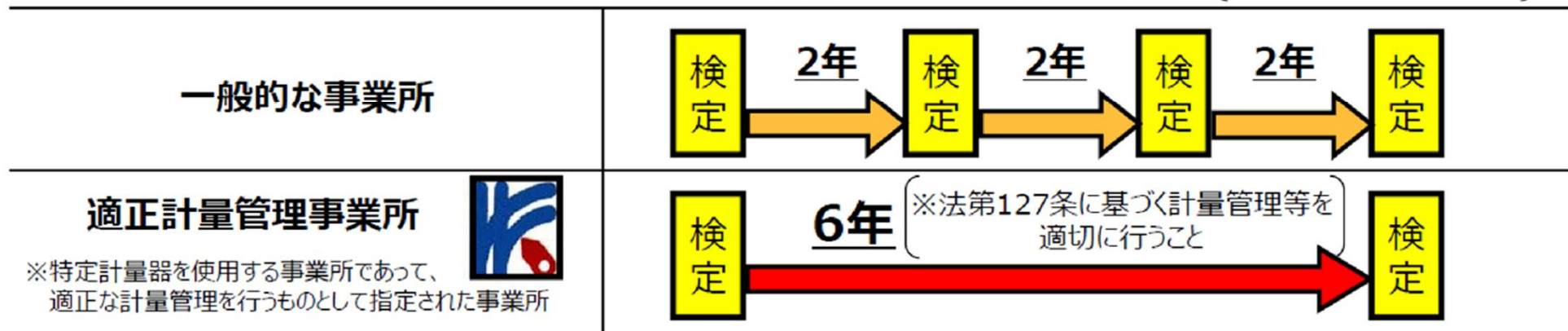
④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

自動はかりの検定の有効期間を2年と設定。

有効期限は2年後の年度内

(※修理後等是有効期間によらず従来通り検定が必要)

ただし、適正計量管理事業所が使用する自動はかりの有効期間は6年とする。



6. スケジュール

★ 第1弾自動はかり・・・自動捕捉式 はかり

検定の義務化開始

第1弾自動はかり ・自動捕捉式はかり	平成29年 (2017年) 6月21日	平成29年 (2017年) 10月1日	令和元年 (2019年) 4月1日		令和6年 (2024年) 4月1日		令和9年 (2027年) 4月1日
「新たに使用する」自動はかり (型式承認が必要)				← 検定制度 導入期間 →	通常運用 の開始		
経過措置	公布	施行	検定開始	経過措置適用			義務化開始
「既に使用されている」自動はかり (型式承認は不要・確認済証を貼付)				← 自発的に検定受験 できる期間 →	← 検定制度導入期間 → この期間内に検定に合格すること		通常運用 の開始
			「既に使用されている第1弾自動はかり」 令和6年 3月31日 「新たに使用する第1弾自動はかり」				

● 経過措置

「既に使用されている」自動はかりについては、その旨の証（確認済証）を検定時に検定証印と別に付す。
・第1弾自動はかり：令和9年(2027年)3月31日までに付す。



型式承認は不要



● 『新たに使用する』と『既に使用されている』の判別基準

① 検定証印が付されておらず、② 上記基準日（令和6年(2024年)3月31日）より以前に取引又は証明に使用していれば、「既に使用されている」自動はかり。それ以外の場合は、「新たに使用する」自動はかりになる。一度、「既に使用されている」自動はかりとして検定を受けた場合、確認済証が付され、以降も「既に使用されている」自動はかりとして扱われる。

※ 型式承認表示が付された自動はかりは、取引又は証明に使用する時期によらず「新たに使用する」自動はかりとして検定をうける。

【21.8.1改正】

・使用の制限の開始を2年延期（2024年4月1日～）

6. スケジュール

★ 第2弾自動はかり・・ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール

検定の義務化開始

第2弾自動はかり ・ホッパースケール ・充填用自動はかり ・コンベヤスケール	平成29年 (2017年) 6月21日	平成29年 (2017年) 10月1日	令和2年 (2020年) 4月1日		令和10年 (2028年) 4月1日		令和13年 (2031年) 4月1日
「新たに使用する」自動はかり (型式承認が必要)				← 検定制度 導入期間 →	通常運用 の開始		
経過措置	公布	施行	検定開始	経過措置適用			義務化開始
「既に使用されている」自動はかり (型式承認は不要・確認済証を貼付)				←自発的に検定受験 できる期間→	← 検定制度導入期間 → この期間内に検定に合格すること		通常運用 の開始
				「既に使用されている第2弾自動はかり」 令和10年 3月31日 「新たに使用する第2弾自動はかり」			

●経過措置

「既に使用されている」自動はかりについては、その旨の証（確認済証）を検定時に検定証印と別に付す。
・第2弾自動はかり：令和13年(2031年)3月31日までに付す。



型式承認は不要



●『新たに使用する』と『既に使用されている』の判別基準

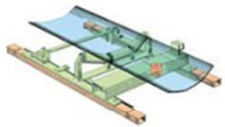
①検定証印が付されておらず、②上記基準日（令和10年（2028年）3月31日）より以前に取引又は証明に使用していれば、「既に使用されている」自動はかり。それ以外の場合は、「新たに使用する」自動はかりになる。一度、「既に使用されている」自動はかりとして検定を受けた場合、確認済証が付され、以降も「既に使用されている」自動はかりとして扱われる。

※型式承認表示が付された自動はかりは、取引又は証明に使用する時期によらず「新たに使用する」自動はかりとして検定をうける。

【22.8.8改正】

・使用の制限の開始を5年延期（2028年4月1日～）

6. スケジュール

施行日：平成29年10月1日					
	ホッパースケール 	充填用自動はかり 	コンベヤスケール 	自動捕捉式はかり 	その他の自動はかり
大和対応済					
製造及び修理事業の届出区分に追加	○	○	○	○	○
※原則として、取引又は証明に使用しているかどうかに関わらず、製造・修理の届出を行ってください					
検定実施(政令規定)	○	○	○	○	—
経過措置 (確認済証) ⇒ 	既に使用されている自動はかりについて、以下の期日までに検定を施し、確認済証を付す				—
	令和13年(2031年) 3月31日まで			令和9年(2027年) 3月31日まで	
適正計量管理事業所(適管)での届出	○	○	○	○	○
経過措置	既に適管の指定を受けている事業所で自動はかりを使用している場合、検定開始日(※)から右に示す期日までに、特定計量器の追加にともなう変更届を提出			令和9年(2027年) 3月31日まで	令和13年(2031年) 3月31日まで

※その他の自動はかりについては、令和元年（2019年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日まで

令和3年・令和4年の政令改正の概要

①「計量法施行令等の一部を改正する政令」（公布日：令和3年7月27日）により以下の改正を行った。

(ア)「自動はかり」のうち「目量が十ミリグラム未満のもの又は目盛標識の数が百未満のもの」を特定計量器から除外

※検定のための基準器が存在、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいため。

【計量法施行令第2条関係】

(イ)「自動捕捉式はかり」のうち「ひょう量が五キログラムを超えるもの」を検定対象から除外

※検定実施に当たって危険を伴うことが判明したため。

【計量法施行令第5条関係】

(ウ)「自動捕捉式はかり」の使用の制限の開始日を2年延期

※メーカーが承認を希望する型式数について、令和4年4月1日までに試験・審査を完了することが困難な状況が明らかとなったため。

【平成29年改正令附則関係】

②「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」（公布日：令和4年8月5日）により以下の改正を行った。

(ア)「ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベアスケール」の使用の制限の開始日を5年延期

※最近の特定計量器の使用実態等を踏まえたため。

【平成29年改正令附則関係】

(イ) 自動はかり4器種の検定手数料に係る特例の対象期間を改定

※上記①(ウ)及び②(ア)による使用の制限の開始日を変更したことに伴うもの。

【平成31年改正令・令和2年改正令附則関係】

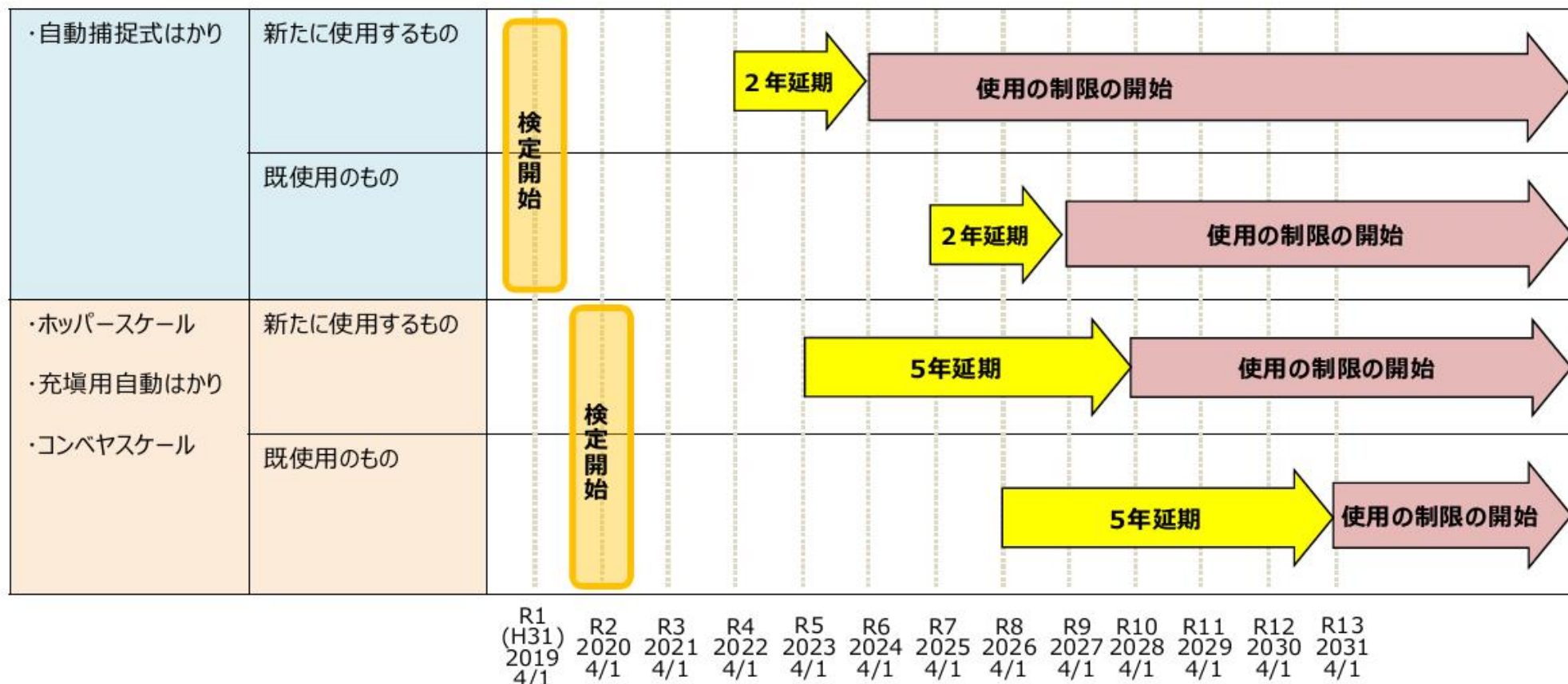
「平成29年改正令」：計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）

「平成31年改正令」：計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）

「令和2年改正令」：計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十号）

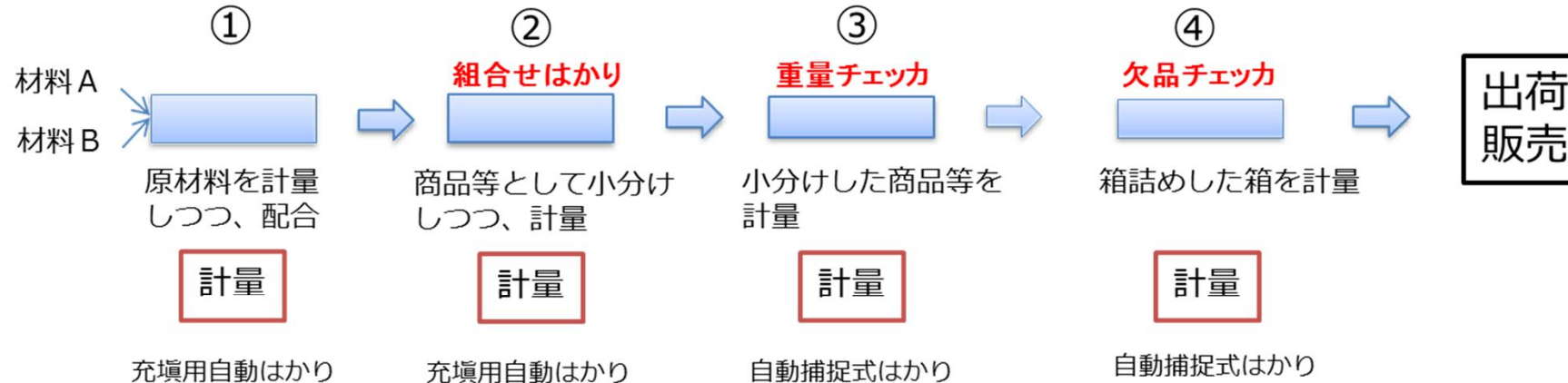
自動はかり4器種の現行検定スケジュール

(令和4年8月現在)



7. 検定対象器物の考え方

例：スナック菓子（1袋（内容量100g））を同一工場内で製造、販売する場合における計量を想定した場合の考え方。



上記の工程で商品を製造・販売している場合、一般的には③の段階における自動捕捉式はかりにおける計量結果が取引又は証明に使用されていると考えられるが、①～④における計量が取引又は証明に該当するかどうかの一般的な考え方は、下記のとおり。

①一般的には、該当しない。

※工程管理に係る計量その他内部的な行為であって業務上その結果が他人に表明されない計量は含まれない。

②該当する場合＝②の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合＝③以降の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

③該当する場合＝③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合＝②又は④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

※②、③の段階において、同一の商品を全数計量し、その計量結果を取引又は証明に使用している場合は、②又は③のいずれかの自動はかりについて検定を受検し、合格すれば良い。

④該当する場合＝④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合＝②または③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合や④の計量結果を取引又は証明に使用していない場合

8. 指定検定機関 概要

弊社は、令和3年10月18日 自動捕捉式はかりの指定検定機関（全日本）に指定されました

施行日：平成30年4月1日（非自動はかり及び燃料油メーター）、平成30年7月1日（自動捕捉式はかり）、
平成31年（2019年）7月1日（ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール）

①器差検定を中心に行う指定検定機関の指定申請が可能に

現行指定条件

- ・器差検定 ・構造検定
- ・型式承認の試験
- ・指定製造事業者の品質管理の調査
(・変成器付電気計器検査)

新設

器差検定

構造検定

⇒器差検定を中心に行う
指定検定機関を指定へ

(一部の構造検定は行うものとする)

○指定区分

・非自動はかり ・自動はかり（下記4器種）

・燃料油メーター(※)

※自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を
有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る

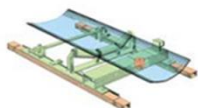
自動捕捉式
はかり



ホッパー
スケール



コンベヤ
スケール



充填用
自動はかり



＜固有の要件＞

- ・一般計量士3名以上含む6名以上で
要件を満たす者が検定を実施
- ・日本全国で検定業務を行うことが
原則だが、地域ブロックでの指定が可能
など



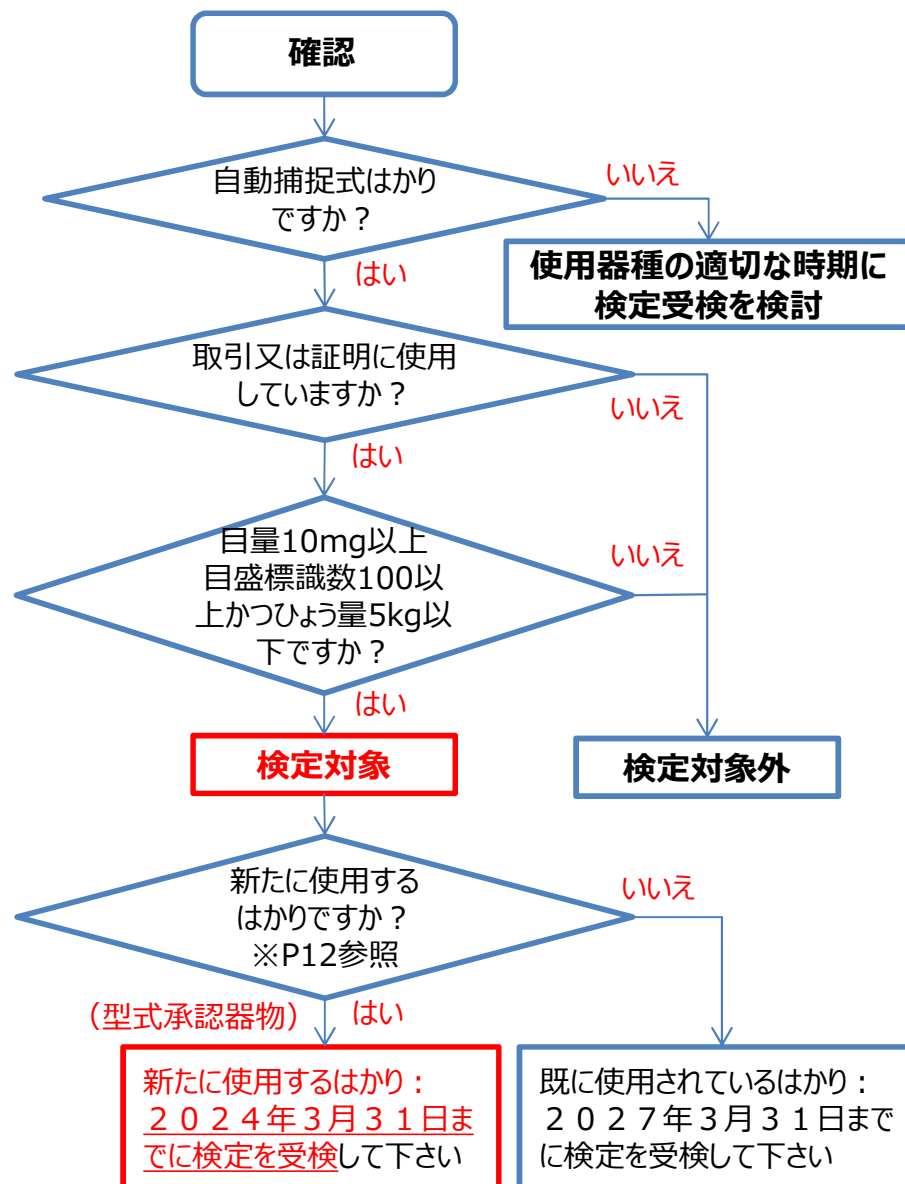
第 2 章

検定の概要及び 大和製衡の取組みについて

目 次

1. 検定の概要
2. 大和製衡の取組み
3. ご相談窓口

自動はかりが検定対象になるか確認



自動はかりの内、検定対象器物は以下の4器種になります。

- ①自動捕捉式はかり、②充填用自動はかり、
- ③ホッパースケール、④コンベヤスケール

検定義務化開始時期を考えると、現時点で検定受検を検討すべき器種は、①自動捕捉式はかりとなります。

自動捕捉式はかりには、

- 1) 自動重量選別機、2) 質量ラベル貼付機、3) 計量値付け機
の3種があります。

取引又は証明に使用しているかを確認して下さい。

取引：有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を
目的とする業務上の行為

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を
表明すること

さらに、以下の条件に当てはまる場合、検定対象になります。

- ・目量10mg以上で目盛標識数が100以上であること
- ・ひょう量が5kg以下であること

自動捕捉式はかりの検定受検日の確認をして下さい。

(検定義務化日の1年前から検定受検可能となります)

- ①新たに使用するはかり：2024年4月1日以降は取引又は
証明用に使用する場合、検定に合格する必要があります。
- ②既に使用されているはかり：2027年4月1日以降は取引
又は証明に使用する場合、検定に合格する必要があります。

(※どちらに分類されるかの詳細は、P15を参照下さい)

検定受検の手順（検定申請者と指定検定機関とのやりとり）

検査工程	作業内容	
	検定申請者（お客様）	大和グループ検定機関
①申請準備 ↓	1) [検定依頼書] への記入、提出 （器物仕様、試験荷重、希望日程等） 4) [見積書] の確認	2) [検定依頼書] の確認 3) [見積書] を作成、提示
②検定申請 ↓	1) [検定申請書] への記入、提出 器物確認ができる資料・画像等も提出	2) [検定申請書] 等を確認 問題がなければ申請受理（検定開始） 検定機関は受理後20日以内に検定を完了
③検定準備 ↓	1) 検定器物の準備 試験荷重の準備（可能な場合） 検定当日の用意（スペース等） <u>試験実施前に器物のメンテナンス・事前確認等の実施を推奨</u>	2) 検定実施者の確保 検定設備の準備 試験荷重の準備（有償）
④検定実施 ↓	1) 検定への立会い 検定器物の操作等 合格／不合格の受諾	2) 検定（各試験項目）の実施 【合格】検定証印の貼付 確認済証の貼付（既使用の初回） 【不合格】貼付検定証印があれば除去
⑤検定後処理	2) 問題無ければ支払い	1) 請求書の発行 【合格】申請があれば [検定合格証明願] への記載（有償） 【不合格】 [不合格票] の発行

サンプル準備、前後装置準備



通常生産する製品

60個

試験荷重に対する試験計量回数

カテゴリ	試験荷重	試験計量回数
X	1 kg以下	60回
	1 kgを超え5 kg以下	30回
Y	どの荷重に対しても10回以上	
5 kgを超えるもの		検定対象外

■ 試験荷重（検定に使用する計量物）（7.1.1）

種類：原則、実材料（通常生産する製品）

ただし、擬似材料（寸法・重心に注意）も可

質量：ひょう量、最小測定量、検定公差が変わる点を含む2点 = 最大4点

- ・実材料を準備できない場合は検定担当者と相談頂く。
- ・検定箇所（質量）の選定はメーカー、或いは指定検定機関から連絡予定。
- ・検定当日は前後装置を稼働しての検定が望ましい。

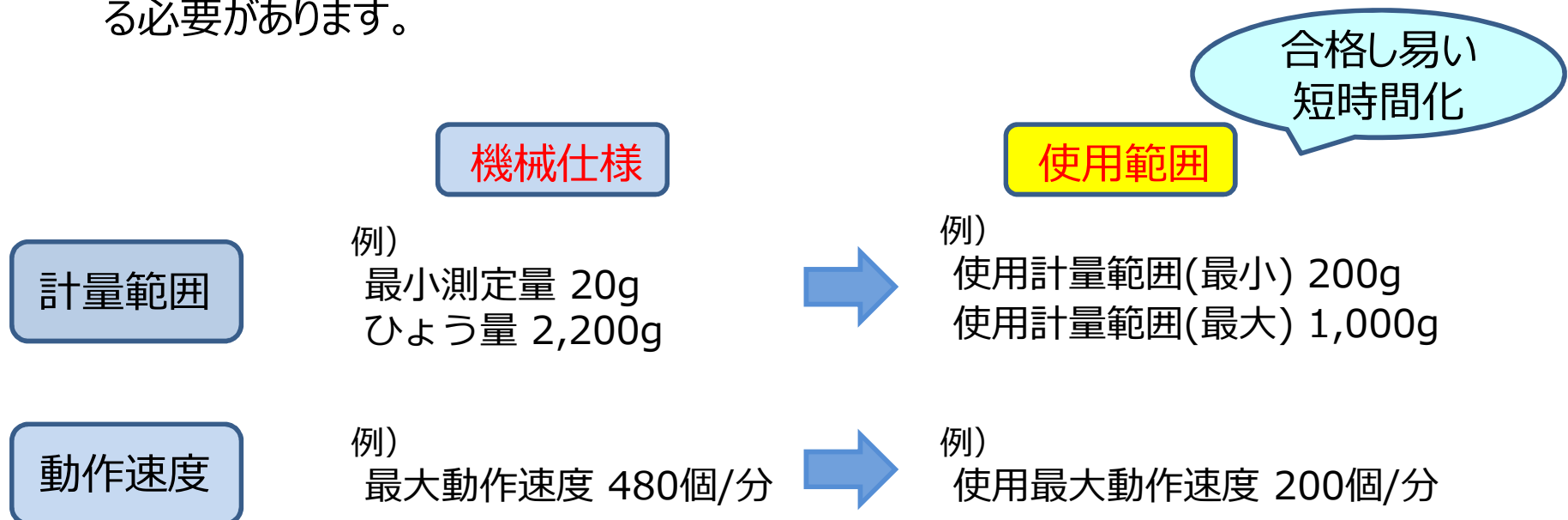
検定に際してのお願い

・使用計量範囲（最大、最小）、使用最大速度の設定

計量範囲、動作速度については、検定申請者が仕様とは別に範囲を設定し、検定での検査範囲を限定することが可能です。

これら範囲を限定することにより、検定の合格のし易さ、検定に要する時間を改善できます。可能な範囲で、各設定の適正化をお願いします。

※ただし、検定受検後にこれら範囲を超えて使用する場合は、範囲を変更して再受検する必要があります。



検定費用、及び作業時間（予測）

検定手数料（参考）：計量法関係手数料令の別表第二の抜粋
（産業技術総合研究所での手数料）

特定計量器		1台についての金額
自動重量選別機 （カテゴリX）	ひょう量 600g以下	¥56,700
	600g超	¥60,700
質量ラベル貼付機 計量値付け機 （カテゴリY）	ひょう量 600g以下	¥44,000
	600g超	¥48,000

その他の料金

検定実施場所までの交通費、営業時間外、休日等の割増料金
擬似材料製作費（必要時） 等々

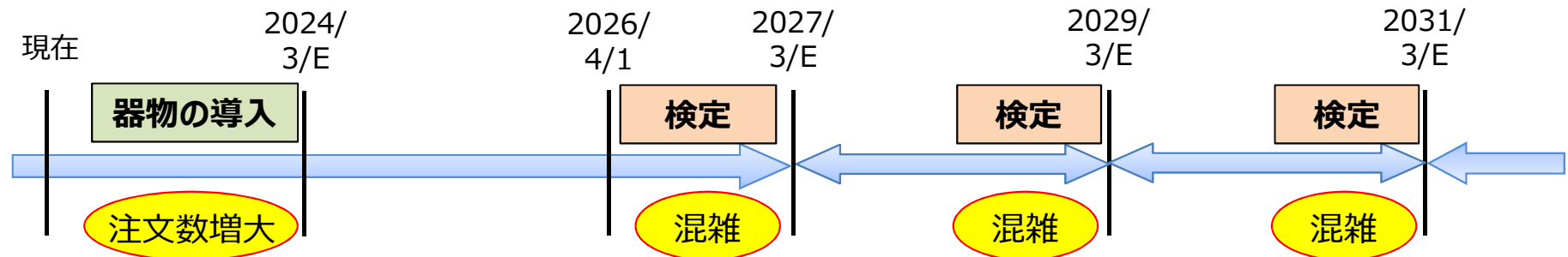
検定作業時間（目安）

- ・既に使用されているはかり：1～2時間程度
- ・新たに使用するはかり：2時間～半日程度

※検定当日は生産がない日を選定ください。

1. 検定の概要

器物の導入(更新)、「既に使用されている」はかりの受検はお早めに



「既に使用されている」はかりを希望するユーザー様から多くの注文

検定の有効期間は2年ですが、有効期間満了の1年前より後続検定の受検が可能です。

2024年3月末までに購入し、一度でも取引・証明に使用すれば「既に使用されている」はかりとなります。
そのため**2024年第1四半期は多くの注文が予想され、注文時期によっては期日までに納品ができない可能性があります。**

2026年4月から2027年3月末までの一年は、現在市場に導入され、かつ取引・証明に使用されている「**既に使用されている**」はかりの**全てが一斉に検定を受ける一年**になります。

検定申請が殺到すると予想されますので2026年4月以降、できる限り**早めの受検をお願いします。**
後になるほど申請が増え予約が取れず、最悪の場合、2027年3月末までに検定を行えない可能性があります。

- 大和製衡株式会社は、自動捕捉式はかりの区分にて「器差検定を中心とした指定検定機関」の指定を受けました。日本全国を対象として検定を行います。現在は、運営開始のための準備を進めています。
- 自動はかりの納品時の初回検定、2年（適管は6年）毎の後続検定に関しても、お客様の要望にお応えする仕組みを検討しています。
また、急な修理の場合でも、速やかに対応できる体制を構築します。
- 「新たに使用するはかり」のオートチェックをご提供するために型式承認の取得を進めています。
引き続き型式承認の取得を進め、早期に発売を開始します。

【 弊社相談窓口 】

◎ 本資料に関する技術的なご相談窓口

電話 078-918-5544 自動機器開発課

◎ 自動捕捉式はかりの検定に関するご相談窓口

電話 078-918-6605 大和グループ検定機関

メールによる問い合わせ hanki@yamato-scale.co.jp

■ 本資料中の引用資料について

- ◆ 本資料中、「出典：経済産業省ウェブサイト」と記載している資料は、下記を引用又は加工して使用したものです。

<経済産業省 計量行政室（計量制度見直し）>

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryou_minaoshi.html

<計量制度見直しについて 政省令改正にともなう自動はかり検定実施>（令和元年6月版）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/seidominaoshi.pdf

<自動はかりの検定制度及びその見直しについて【諮問事項及び報告事項の概要】>

（令和3年5月版）

https://www.meti.go.jp/shingikai/keiryogyoseishin/kihon/pdf/2021_001_s01_00.pdf

※計量制度見直しの最新情報・関連資料等については、経済産業省の計量行政ホームページを確認下さい。